
平成29年度
建設業における不当要求
に関するアンケート
(調査結果)

平成29年12月

調査主体	全国暴力追放運動推進センター 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会 警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課
調査機関	一般社団法人輿論科学協会

はじめに

政府は、平成 19 年 6 月に「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を策定しました。本資料は、企業における反社会的勢力への対応の実態や、同「指針」の導入状況等を把握するため、平成 29 年 8 月に全国の建設業 10,000 社を対象として、反社会的勢力による不当要求の有無やその内容、「指針」に基づいた反社会的勢力との関係遮断の取組状況等についてアンケート調査した結果をとりまとめたものです。

ご多用の中、調査に快くご協力いただきました各企業関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

I 調査の概要

1 調査の方法、対象等

本アンケート調査の方法、対象等は次のとおり。

- ① 調査方法 郵送法
- ② 調査対象 全国の建設業 10,000 社に対して調査票を送付して調査を行った。
- ③ 調査時期 平成 29 年 8 月

2 回収結果

調査票の回収数は、2,785 通（回収率 27.9 %）であった。

II 回答企業のプロフィール

表 1 業種（複数回答）

1. 土木工事業（土木一式）	880	（ 31.6 %）
2. 建築工事業（建築一式）	930	（ 33.4 %）
3. 大工工事業	239	（ 8.6 %）
4. 左官工事業	124	（ 4.5 %）
5. とび・土工工事業	644	（ 23.1 %）
6. 石工事業	153	（ 5.5 %）
7. 屋根工事業	174	（ 6.2 %）
8. 電気工事業	484	（ 17.4 %）
9. 管工事業	542	（ 19.5 %）
10. タイル・れんが・ブロック工事業	144	（ 5.2 %）
11. 鉄鋼造物工事業	240	（ 8.6 %）
12. 鉄筋工事業	96	（ 3.4 %）
13. 舗装工事業	364	（ 13.1 %）
14. しゅんせつ工事業	128	（ 4.6 %）
15. 板金工事業	120	（ 4.3 %）
16. ガラス工事業	96	（ 3.4 %）
17. 塗装工事業	266	（ 9.6 %）
18. 防水工事業	165	（ 5.9 %）
19. 内装仕上工事業	281	（ 10.1 %）
20. 機械器具設置工事業	143	（ 5.1 %）
21. 熱絶縁工事業	72	（ 2.6 %）
22. 電気通信工事業	139	（ 5.0 %）
23. 造園工事業	168	（ 6.0 %）
24. さく井工事業	23	（ 0.8 %）
25. 建具工事業	132	（ 4.7 %）
26. 水道設備工事業	317	（ 11.4 %）
27. 消防施設工事業	127	（ 4.6 %）
28. 清掃施設工事業	20	（ 0.7 %）
29. 解体工事業	163	（ 5.9 %）
30. その他	89	（ 3.2 %）
31. 無回答	37	（ 1.3 %）
全体	2,785	（ 100.0 %）

※ 1 社で複数の業種を回答している企業もあるため、合計は 100 %にならない。

表 2 所在地

1. 北海道	140	（ 5.0 %）
2. 東北地方	253	（ 9.1 %）
3. 東京都	289	（ 10.4 %）
4. 関東地方（東京都を除く）	696	（ 25.0 %）
5. 中部地方	313	（ 11.2 %）
6. 近畿地方	384	（ 13.8 %）
7. 中国地方	197	（ 7.1 %）
8. 四国地方	110	（ 3.9 %）
9. 九州地方	364	（ 13.1 %）
10. 無回答	39	（ 1.4 %）
合計	2,785	（ 100.0 %）

表 3 売上高

1. 5,000万円未満	587 (21.1 %)
2. 5,000万円以上1億円未満	607 (21.8 %)
3. 1億円以上10億円未満	1,266 (45.5 %)
4. 10億円以上	307 (11.0 %)
5. 無回答	18 (0.6 %)
合計	2,785 (100.0 %)

表 4 従業員数

1. 10人未満	1,721 (61.8 %)
2. 10人以上100人未満	917 (32.9 %)
3. 100人以上1,000人未満	103 (3.7 %)
4. 1,000人以上	36 (1.3 %)
5. 無回答	8 (0.3 %)
合計	2,785 (100.0 %)

表 5 企業特性

1. 上場企業（新興市場を除く）	54 (1.9 %)
2. 新興市場（ジャスダック、マザーズ等）上場企業	12 (0.4 %)
3. 有価証券報告書提出企業（上記1～2の企業を除く）	18 (0.6 %)
4. 上記以外の株式会社	1,746 (62.7 %)
5. 有限、合名、合資、合同会社	884 (31.7 %)
6. 個人事業主	41 (1.5 %)
7. その他の法人	19 (0.7 %)
8. 無回答	11 (0.4 %)
合計	2,785 (100.0 %)

表 6 団体等への加盟の有無

1. 加盟している	1,442 (51.8 %)
2. 加盟していない	1,258 (45.2 %)
3. 無回答	85 (3.1 %)
合計	2,785 (100.0 %)

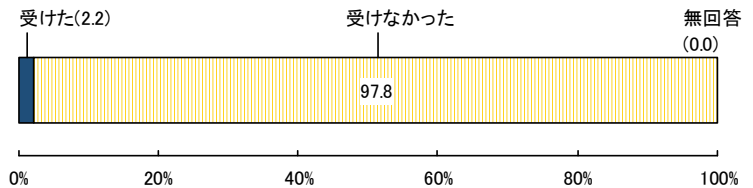
Ⅲ 設問ごとの調査結果

1 不当要求等の実態について

1.1 不当要求の有無について

過去5年間に反社会的勢力からの不当要求を受けた経験がある企業の割合は、全体の2.2%(62社)であった。

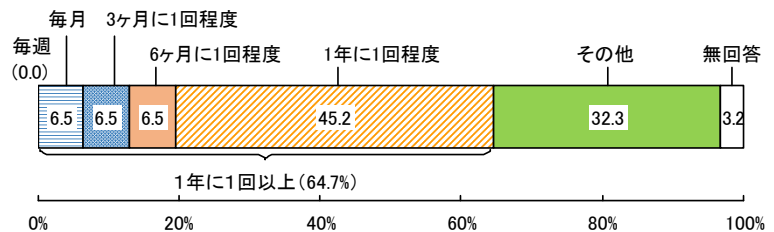
(回答2785社)



1.2 不当要求の頻度について

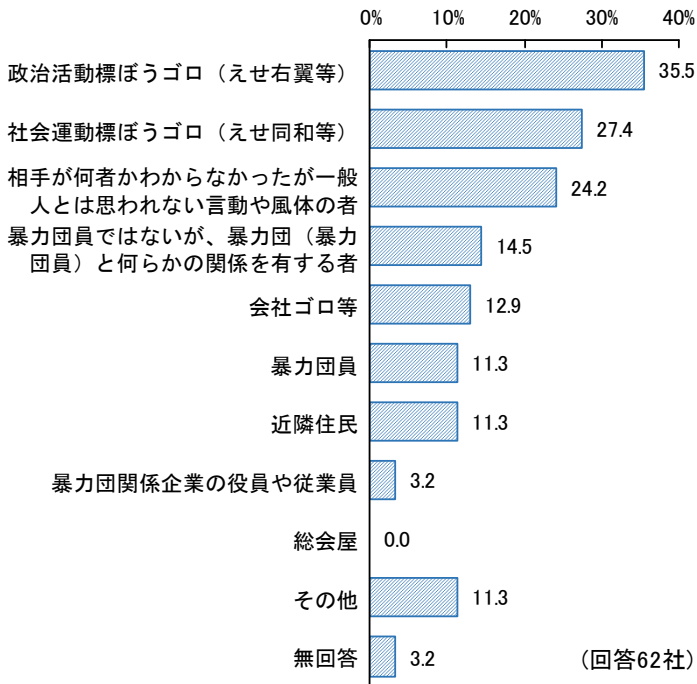
過去5年間に不当要求を受けたことがある企業62社についてその頻度をみると、「1年に1回程度」が45.2%と最も多く、全体の64.7%の企業が、1年に1回以上の不当要求を受けていた。

(回答62社)



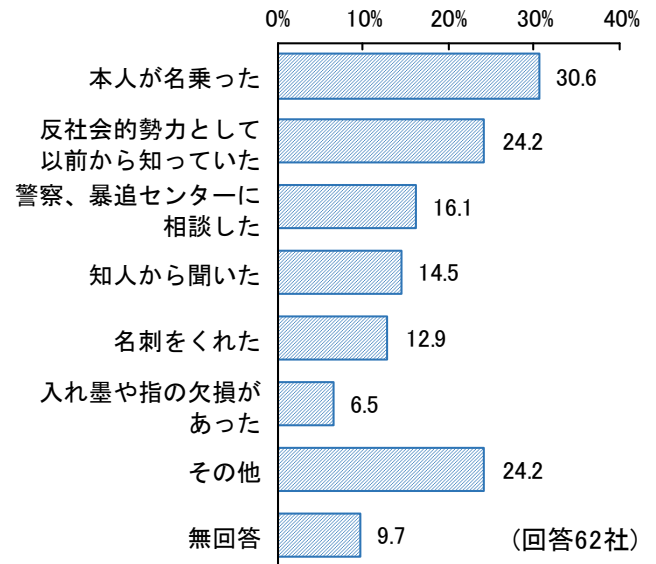
1.3 不当要求の相手方の属性について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業62社が、その相手方をどのように認識したかをみると、「政治活動標ぼうゴロ（えせ右翼等）」が35.5%と最も多く、以下「社会運動標ぼうゴロ（えせ同和等）」（27.4%）、「相手が何者かわからなかったが一般人とは思われない言動や風体の者」（24.2%）、「暴力団員ではないが、暴力団（暴力団員）と何らかの関係を有する者」（14.5%）、「会社ゴロ等」（12.9%）と続く。



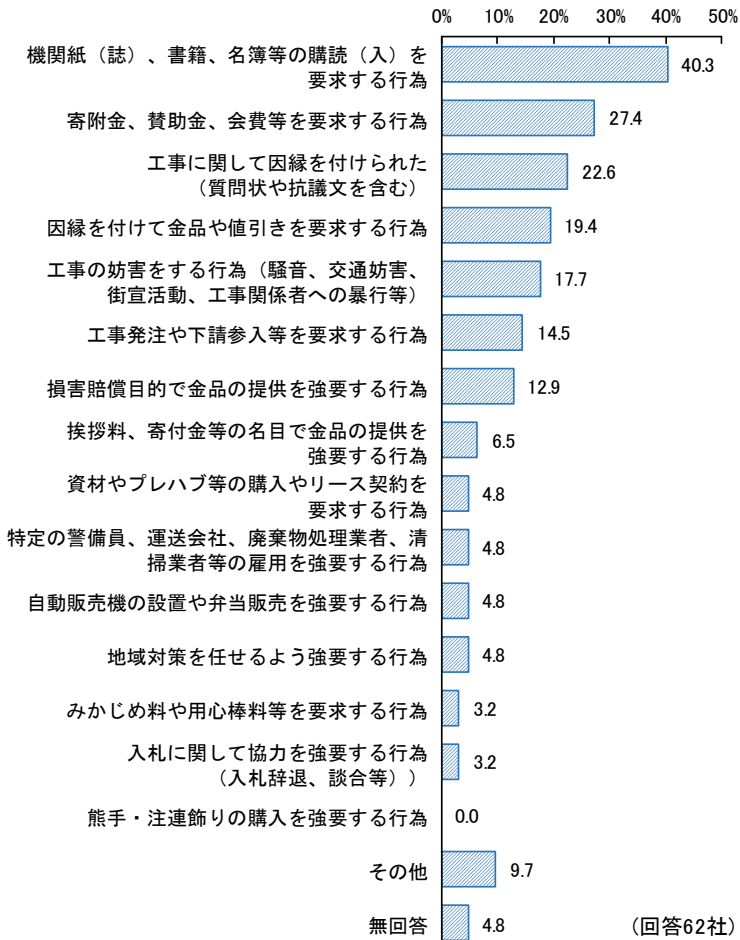
1.4 不当要求の相手方が反社会的勢力と認識した理由について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業62社について、その相手方が反社会的勢力であると認識した理由をみると、「本人が名乗った」が30.6%と最も多く、以下「反社会的勢力として以前から知っていた」（24.2%）、「警察、暴追センターに相談した」（16.1%）、「知人から聞いた」（14.5%）と続く。



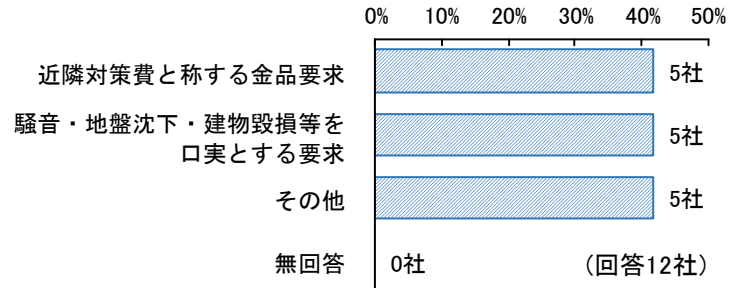
1.5 不当要求の内容について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業62社について、不当要求行為の内容をみると、「機関紙（誌）、書籍、名簿等の購読（入）を要求する行為」が40.3%と最も多く、以下「寄附金、賛助金、会費等を要求する行為」（27.4%）、「工事に関して因縁を付けられた（質問状や抗議文を含む）」（22.6%）、「因縁を付けて金品や値引きを要求する行為」（19.4%）と続く。



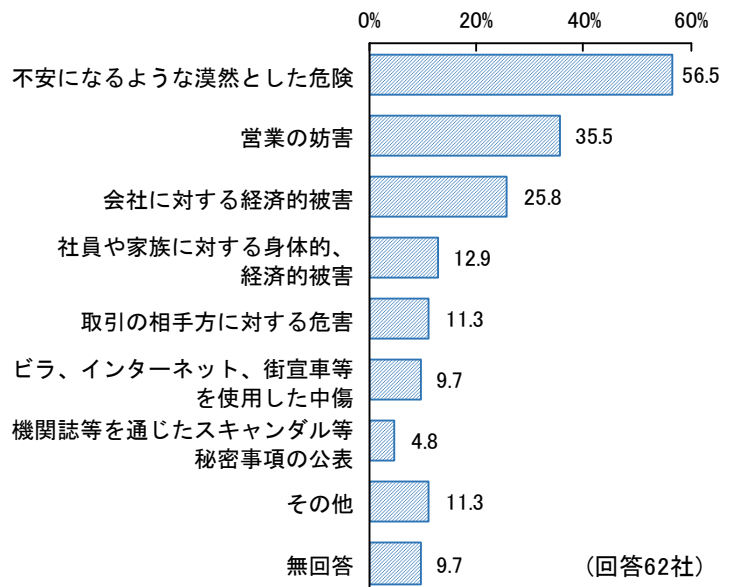
1.6 因縁について（複数回答）

前記 1.5 で「因縁を付けて金品や値引きを要求する行為」と答えた企業12社について、因縁を付けられた理由をみると、「近隣対策費と称する金品要求」と「騒音・地盤沈下・建物毀損等を口実とする要求」がともに5社（41.7%）となっている。



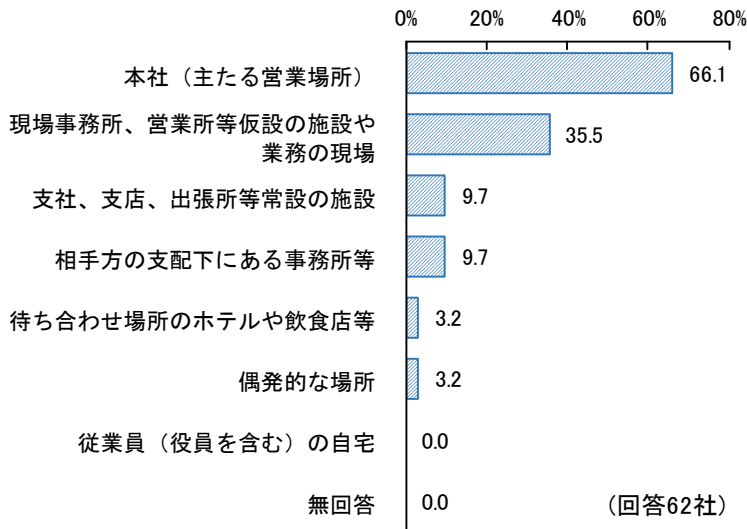
1.7 不当要求の際の具体的な脅しの内容について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業62社について、不当要求を拒否した場合にどのような危害を加えられると認識したかをみると、「不安になるような漠然とした危険」が56.5%と最も多く、以下「営業の妨害」（35.5%）、「会社に対する経済的被害」（25.8%）と続く。



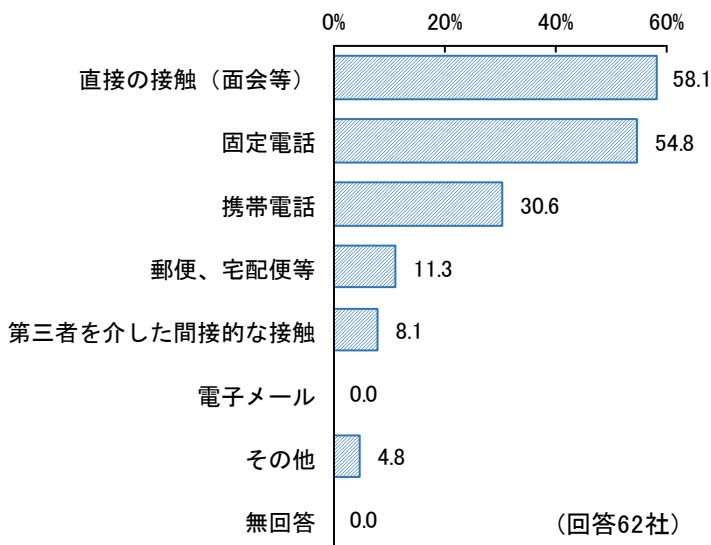
1.8 不当要求を受けた場所について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業62社について、不当要求を受けた場所をみると、「本社（主たる営業場所）」が66.1%と最も多く、以下「現場事務所、営業所等仮設の施設や業務の現場」（35.5%）、「支社、支店、出張所等常設の施設」、「相手方の支配下にある事務所等」（ともに9.7%）と続き、多くが自社の関係施設において不当要求を受けている。



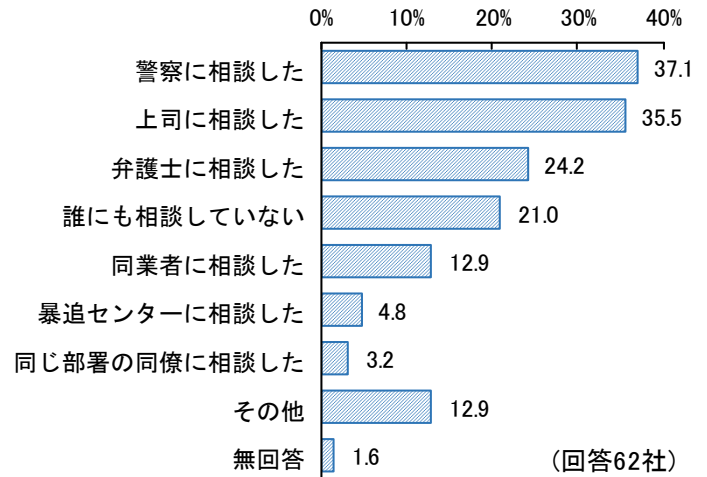
1.9 不当要求の手段について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業62社について、どのような手段で不当要求を受けたかをみると、「直接の接触（面会等）」が58.1%と最も多く、以下「固定電話」（54.8%）、「携帯電話」（30.6%）と続く。



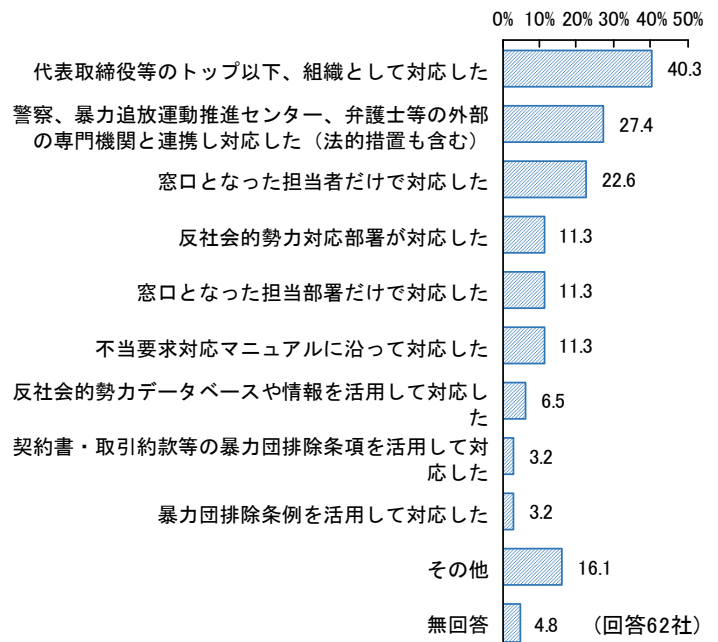
1.10 不当要求への窓口担当者の対応について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業62社について、窓口担当者が誰に相談したかをみると、「警察に相談した」が37.1%と最も多く、以下「上司に相談した」（35.5%）、「弁護士に相談した」（24.2%）と続く。



1.11 不当要求への対応について（複数回答）

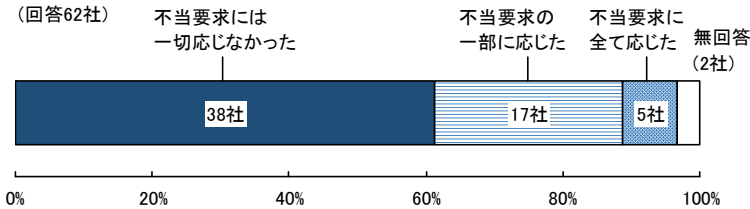
過去5年間に不当要求を受けたことがある企業62社について、不当要求に対してどのように対応したかをみると、「代表取締役等のトップ以下、組織として対応した」が40.3%と最も多く、以下「警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と連携し対応した（法的措置も含む）」（27.4%）、「窓口となった担当者だけで対応した」（22.6%）と続く。



1.12 不当要求への措置結果について

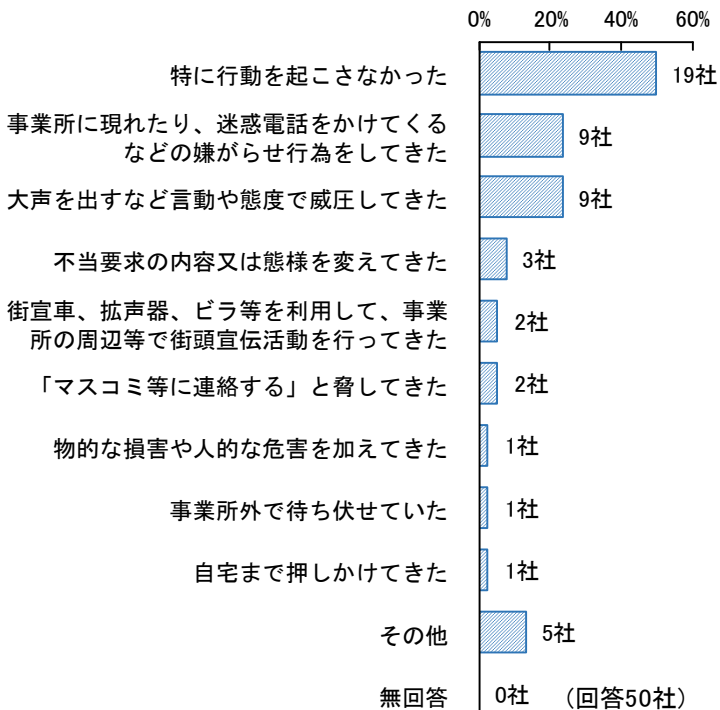
過去5年間に不当要求を受けたことがある企業62社について、どのように対処したかをみると、「不当要求には一切応じなかった」企業が38社(61.3%)となっている。

一方、「不当要求の一部に応じた」が17社(27.4%)、「不当要求に全て応じた」が5社(8.1%)となっている。



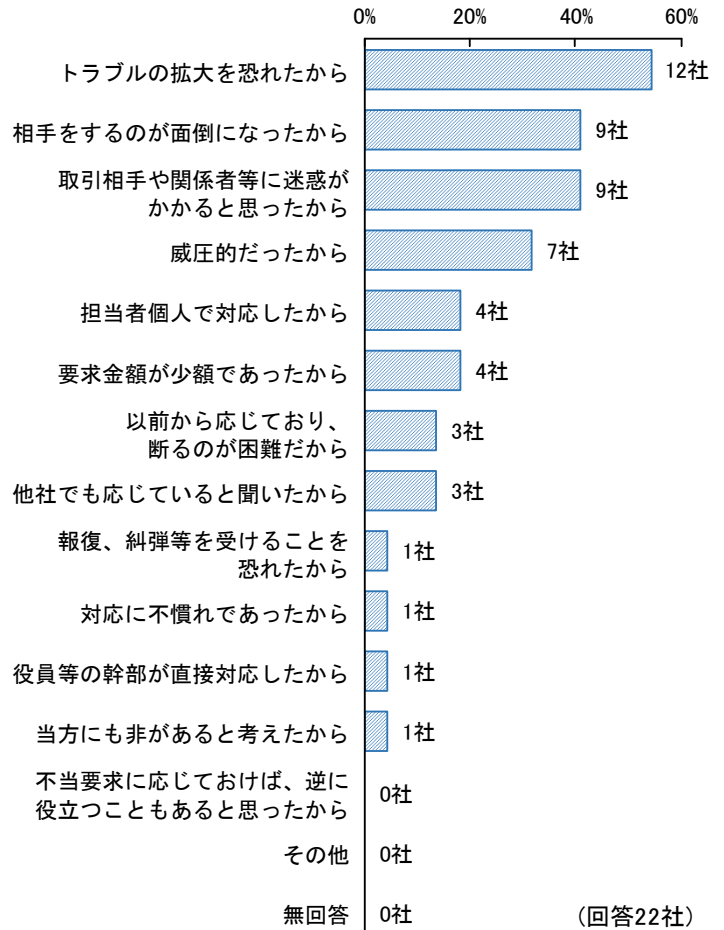
1.13 不当要求に応じなかった時の相手の対応について(複数回答)

「不当要求には一切応じなかった」と答えた企業38社について、不当要求に応じなかった時の相手の対応をみると「特に行動を起こさなかった」が19社(50.0%)と最も多く、以下「事業所に現れたり、迷惑電話をかけてくるなどの嫌がらせ行為をしてきた」、「大声を出すなど言動や態度で威圧してきた」がともに9社(23.7%)、「不当要求の内容又は態様を変えてきた」が3社(7.9%)と続く。



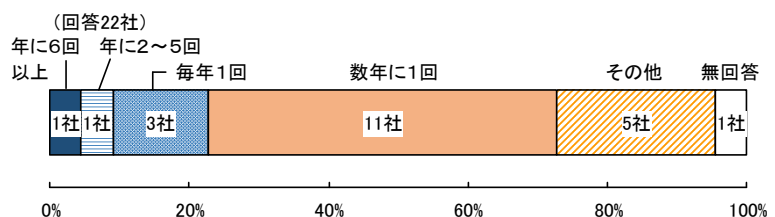
1.14 不当要求に応じた理由について(複数回答)

「不当要求の一部に応じた」、「不当要求に全て応じた」と答えた企業22社について、不当要求に応じた理由をみると、「トラブルの拡大を恐れたから」が12社(54.5%)と最も多く、以下「相手をするのが面倒になったから」、「取引相手や関係者等に迷惑がかかると思ったから」がともに9社(40.9%)と続く。



1.15 過去の不当要求に応じた頻度について

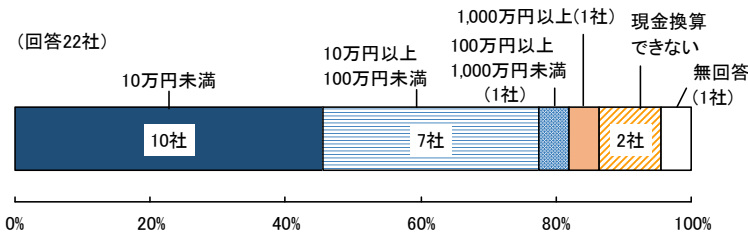
「不当要求の一部に応じた」、「不当要求に全て応じた」と答えた企業22社について、過去5年間に不当要求に応じた頻度をみると、「数年に1回」が11社(50.0%)と最も多く、以下「毎年1回」が3社(13.6%)、「年に2~5回」、「年に6回以上」がともに1社(4.5%)と続く。



1.16 過去に応じた要求額について

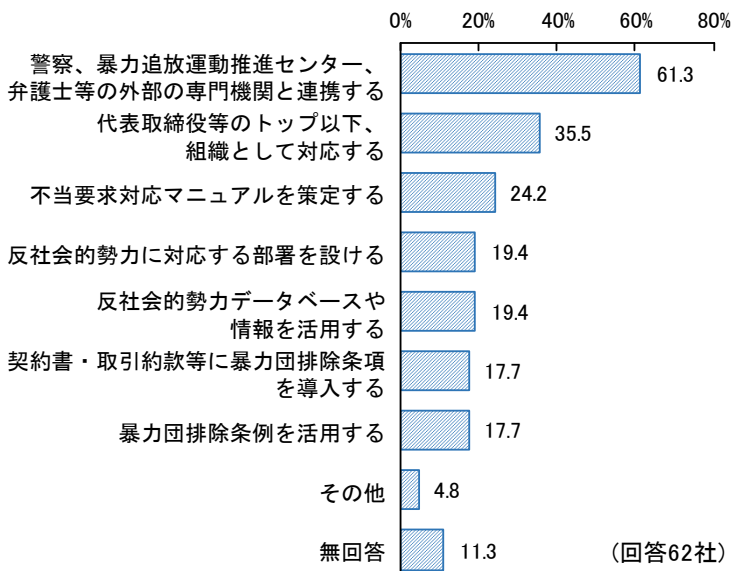
「不当要求の一部に応じた」、「不当要求に全て応じた」と答えた企業 22 社について、過去 5 年間に応じた不当要求の合計金額をみると、「10 万円未満」が 10 社（45.5 %）と最も多く、「10 万円以上 100 万円未満」が 7 社（31.8 %）、「現金換算できない」が 2 社（9.1 %）と続く。

一方、1000 万円以上の要求に応じた企業は 1 社（4.5 %）である。



1.17 不当要求に応じないための方策について (複数回答)

過去 5 年間に不当要求を受けたことがある企業 62 社について、不当要求に応じないための方策を聞いたところ、「警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と連携する」が 61.3 % と最も多く、以下「代表取締役等のトップ以下、組織として対応する」(35.5 %)、「不当要求対応マニュアルを策定する」(24.2 %) と続く。

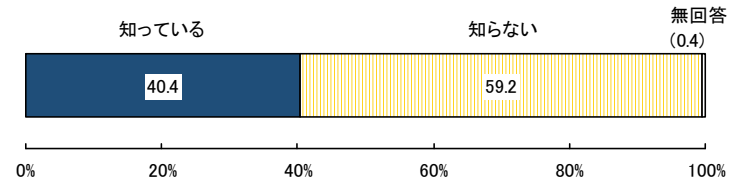


2 「企業防衛対策の取組状況」について

2.1 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」について

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」について、「知っている」とした企業の割合は 40.4 % (1,124 社)、「知らない」は 59.2 % (1,649 社) となっている。

(回答2785社)

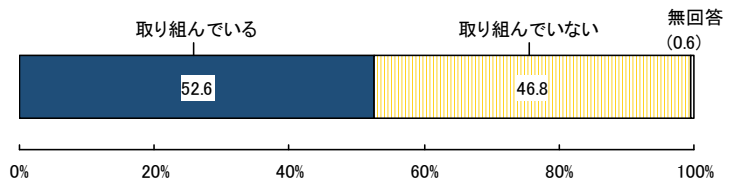


2.2 「指針」に沿った取組みについて

「指針」を知っている企業 1,124 社のうち、「指針」に沿って「取り組んでいる」とした企業の割合は 52.6 %、「取り組んでいない」は 46.8 % となっている。

【「指針」を知っている企業】

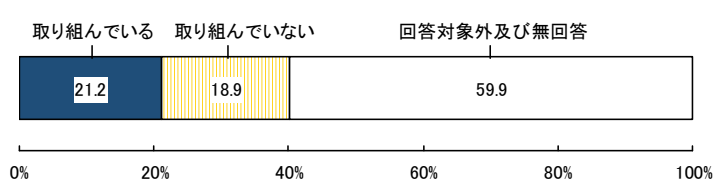
(回答1124社)



本アンケートにおける全回答企業 2,785 社でみると、「指針」に沿って「取り組んでいる」とした企業の割合は 21.2 % (591 社)、「取り組んでいない」は 18.9 % (526 社) となっている。

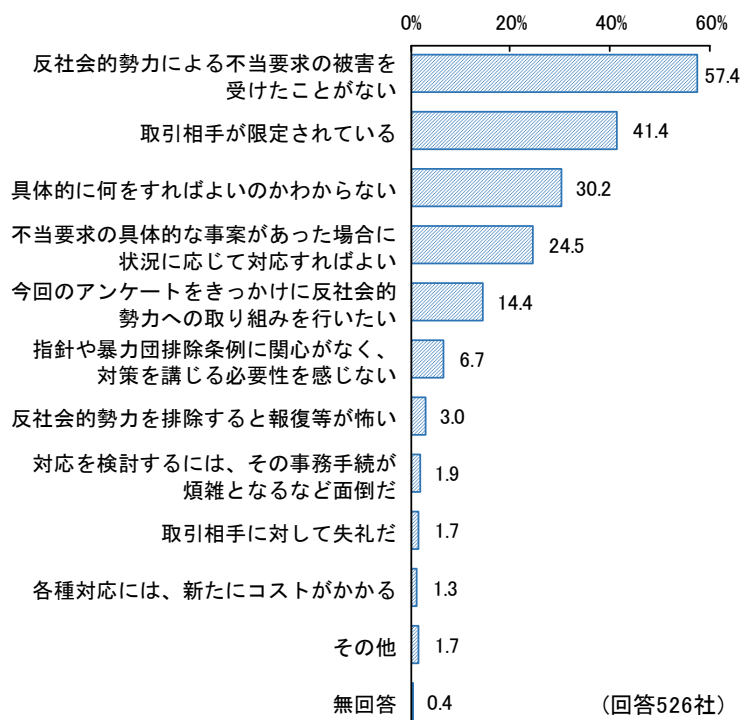
【アンケート全回答企業】

(回答2785社)



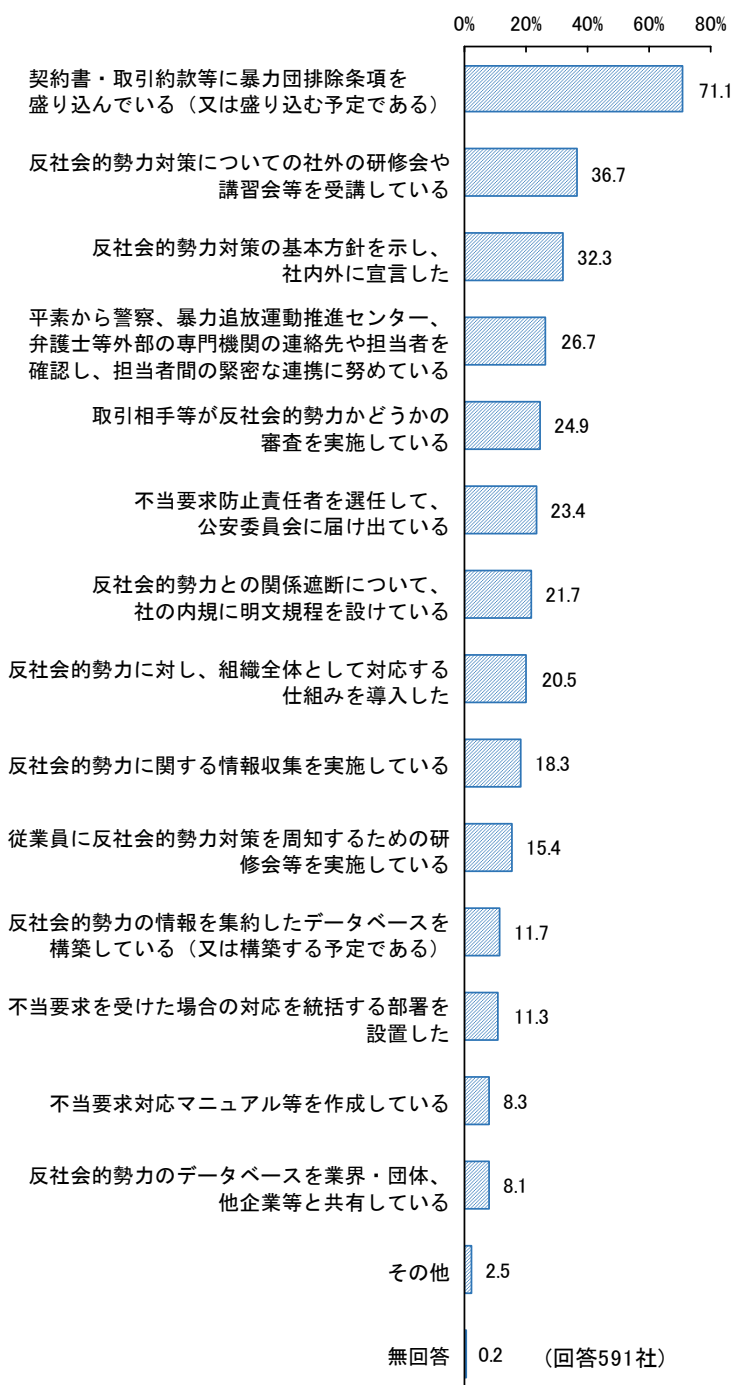
2.3 反社会的勢力への各種対応を実施しない理由について（複数回答）

「指針」に沿った取組を行っていない企業 526 社について、その理由をみると、「反社会的勢力による不当要求の被害を受けたことがない」が 57.4 % と最も多く、以下「取引相手が限定されている」(41.4 %)、「具体的に何をすればよいのかわからない」(30.2 %) と続く。



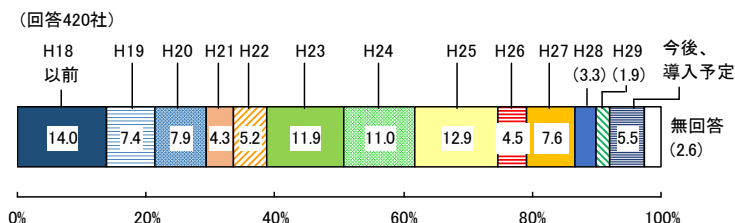
2.4 反社会的勢力による被害を防止するための取組内容について（複数回答）

「指針」に沿った取組を行っている企業 591 社について、その取組内容をみると、「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる（又は盛り込む予定である）」が 71.1 % (420 社) と最も多く、以下「反社会的勢力対策についての社外の研修会や講習会等を受講している」(36.7 %)、「反社会的勢力対策の基本方針を示し、社内外に宣言した」(32.3 %) と続く。



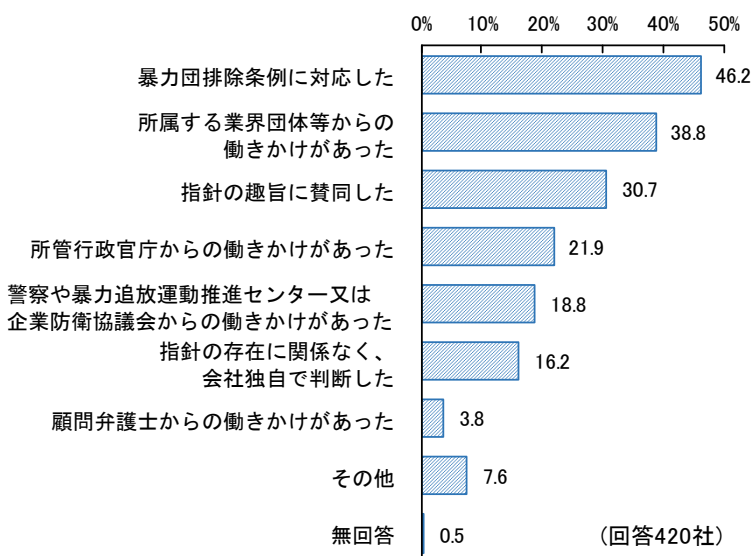
2.5 暴力団排除条項の導入時期について

「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる（又は盛り込む予定である）」と答えた企業 420 社について、暴力団排除条項の導入時期をみると、「平成 18 年以前」が 14.0 % と最も多く、「指針」が公表された平成 19 年から平成 24 年までの 5 年間に導入した企業が 5 割弱を占める。



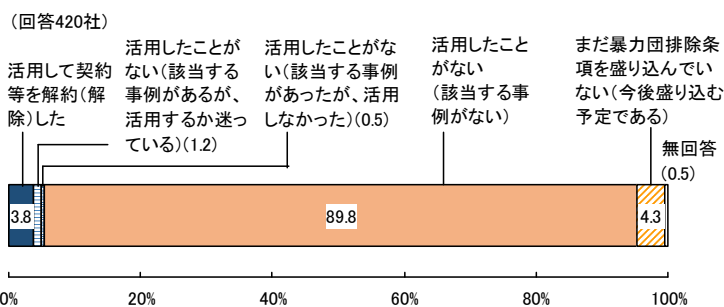
2.6 暴力団排除条項を盛り込んだ理由について (複数回答)

「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる（又は盛り込む予定である）」と答えた企業 420 社について、その理由をみると、「暴力団排除条例に対応した」が 46.2 % と最も多く、以下「所属する業界団体等からの働きかけがあった」(38.8 %)、「指針の趣旨に賛同した」(30.7 %) と続く。



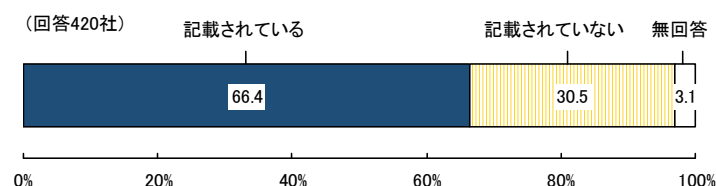
2.7 暴力団排除条項の活用について

「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる（又は盛り込む予定である）」と答えた企業 420 社のうち、「活用して契約等を解約（解除）した」企業は 3.8 % であった。



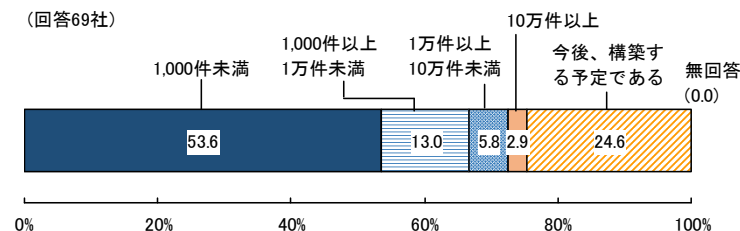
2.8 暴力団排除条項の内容について

「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる（又は盛り込む予定である）」と答えた企業 420 社について、盛り込んでいる契約解除や表明・確約に関する項目に「下請負が数次にわたるときはその全てを含む」等の内容が記載されているかをみると、「記載されている」とした企業の割合は 66.4 % (279 社)、「記載されていない」は 30.5 % (128 社) となっている。



2.9 データベースの構築状況について

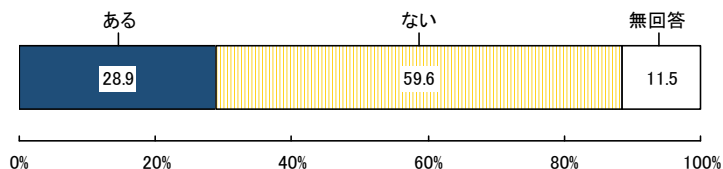
前記 2.4 で「反社会的勢力情報を集約したデータベースを構築している（又は構築する予定である）」と答えた企業 69 社について、情報の蓄積件数をみると、「1,000 件未満」が 53.6 % と最も多く、全体の 5 割以上を占める。



2.10 反社会的勢力による被害防止対策の困難性について

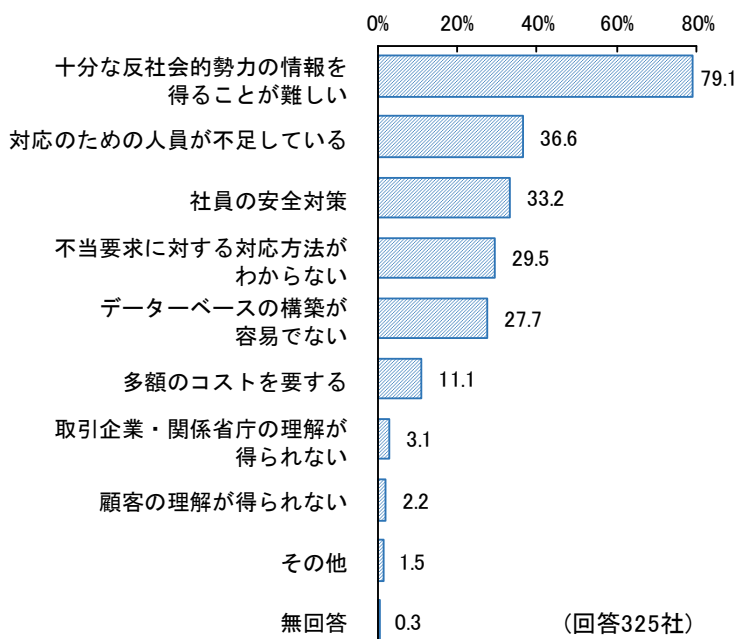
「指針」を知っている企業 1,124 社について、反社会的勢力による被害防止対策で困難な点を感じるものが「ある」とした企業の割合は 28.9% (325 社) であった。

(回答1124社)



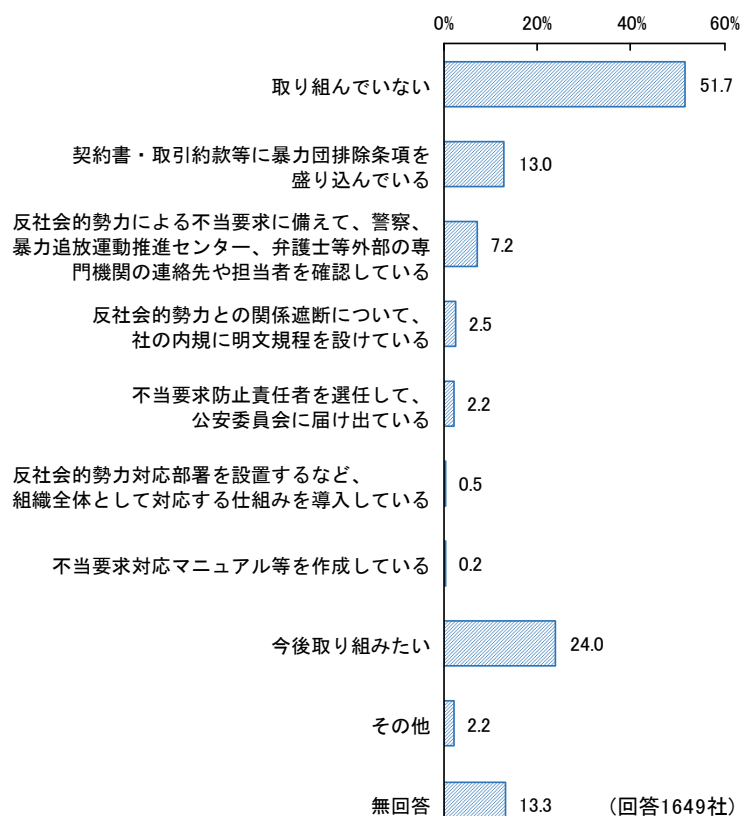
2.11 困難の内容について (複数回答)

反社会的勢力による被害防止対策で困難な点を感じるものが「ある」とした企業 325 社について、その内容をみると「十分な反社会的勢力の情報を得ることが難しい」が 79.1% と最も多く、以下「対応のための人員が不足している」(36.6%)、「社員の安全対策」(33.2%) と続く。



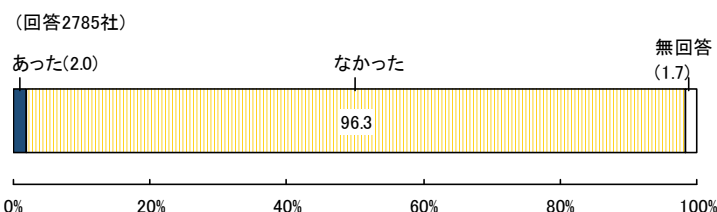
2.12 「指針」を知らない企業の反社会的勢力による被害を防止するための取組について (複数回答)

「指針」を知らない企業 1,649 社について、反社会的勢力による被害を防止するための取組をみると、「取り組んでいない」が 51.7% と最も多く、以下「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる」(13.0%)、「反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等外部の専門機関の連絡先や担当者を確認している」(7.2%) と続く。なお、「今後取り組みたい」は 24.0% となっている。



2.13 反社会的勢力との関係遮断について

全都道府県で暴力団排除条例が施行された平成 23 年 10 月以降、個別の契約や取引において、相手方が反社会的勢力であることを理由に関係遮断（契約の解除等）を検討したことが「あった」とする企業は 2.0 %（56 社）であった。

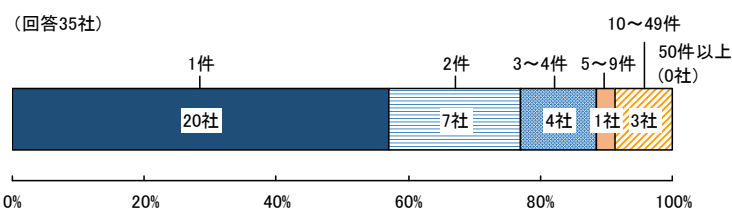


2.14 関係を遮断した件数について

関係を遮断を検討したことがある企業 56 社のうち、実際に関係を遮断した件数をみると、契約締結前では「1 件」が 20 社（57.1 %）と最も多く、以下「2 件」が 7 社（20.0 %）、「3～4 件」が 4 社（11.4 %）と続く。

なお、10 件以上遮断した企業は 3 社（8.6 %）であった。

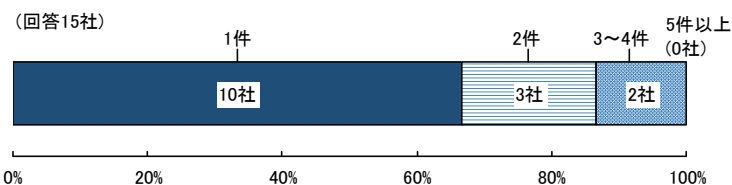
【契約締結前】



※関係を遮断した件数が判明した企業

また、契約締結後では「1 件」が 10 社（66.7 %）と最も多く、以下「2 件」が 3 社（20.0 %）、「3～4 件」が 2 社（13.3 %）と続く。

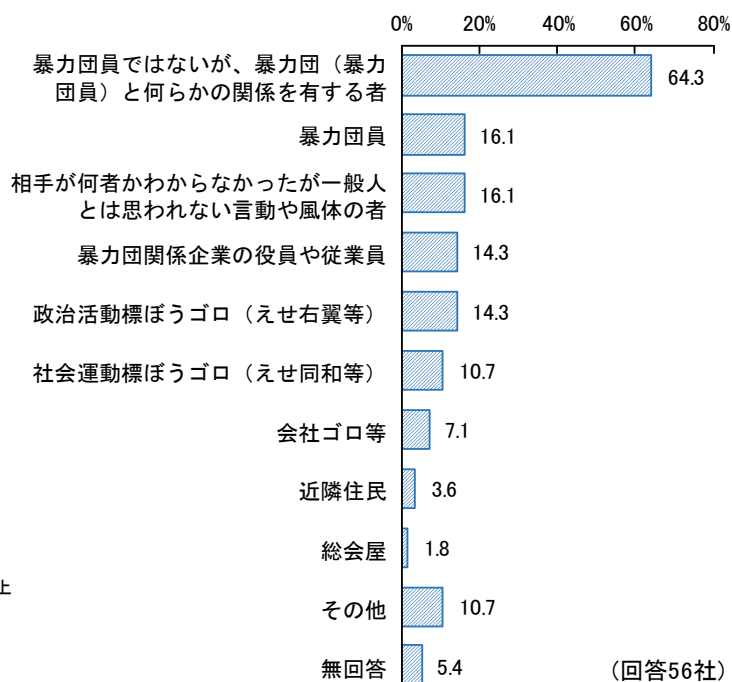
【契約締結後】



※関係を遮断した件数が判明した企業

2.15 関係遮断を検討したことがある相手方の属性について（複数回答）

関係遮断を検討したことがある企業 56 社について、相手方をどのように認識したかをみると、「暴力団員ではないが、暴力団（暴力団員）と何らかの関係を有する者」が 64.3 % と最も多く、以下「暴力団員」、「相手方が何者かわからなかったが一般人とは思われない言動や風体の者」（ともに 16.1 %）と続く。

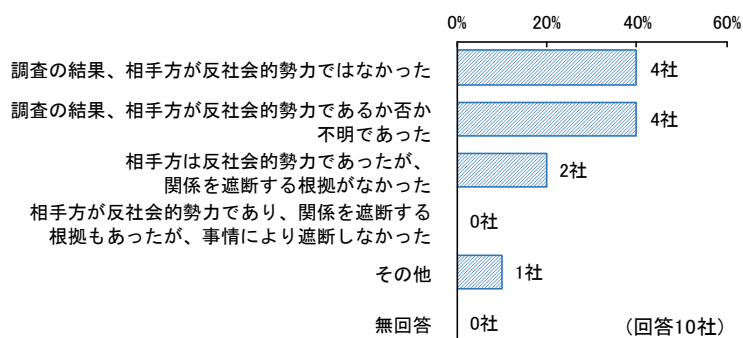


2.16 関係を遮断しなかった理由について

(複数回答)

関係遮断を検討したが遮断しなかった事例がある企業についてその理由をみると、契約前では「調査の結果、相手方が反社会的勢力ではなかった」、「調査の結果、相手方が反社会的勢力であるか否か不明であった」がともに4社（40.0%）と最も多く、次いで「相手方は反社会的勢力であったが、関係を遮断する根拠がなかった」が2社（20.0%）となっている。

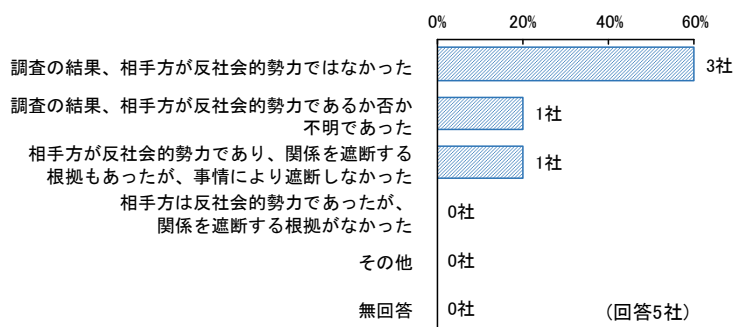
【契約前の事例】



※関係遮断を検討したが遮断しなかった事例がある企業

また、契約後では「調査の結果、相手方が反社会的勢力ではなかった」が3社（60.0%）と最も多く、以下「調査の結果、相手方が反社会的勢力であるか否か不明であった」、「相手方が反社会的勢力であり、関係を遮断する根拠もあったが、事情により遮断しなかった」がともに1社（20.0%）と続く。

【契約後の事例】

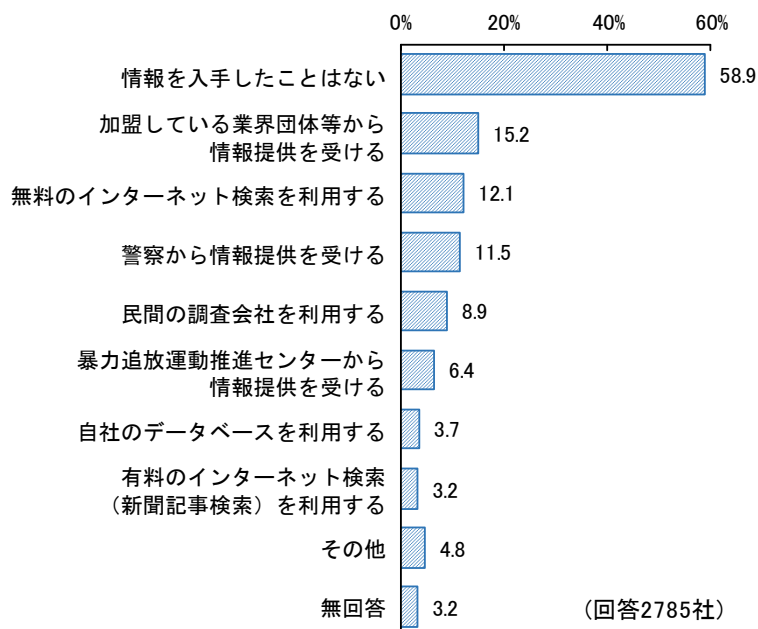


※関係遮断を検討したが遮断しなかった事例がある企業

2.17 暴力団情報の入手方法について（複数回答）

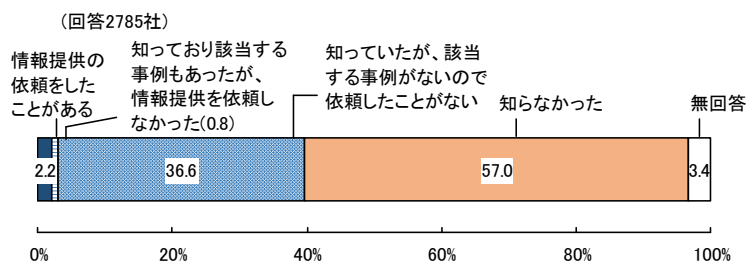
取引先が反社会的勢力に該当するかどうかの「情報を入手したことはない」とする企業は58.9%であった。

一方、入手する方法について、「加盟している業界団体等から情報提供を受ける」が15.2%と最も多く、以下「無料のインターネット検索を利用する」（12.1%）、「警察から情報提供を受ける」（11.5%）と続く。



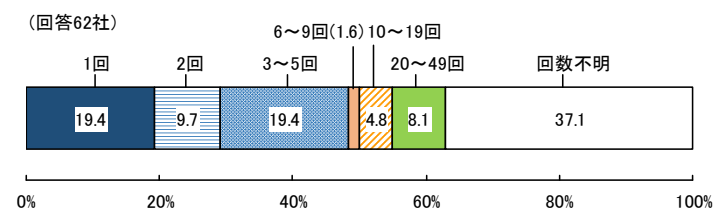
2.18 警察の暴力団情報提供について

警察の暴力団情報の提供について、「情報提供の依頼をしたことがある」とする企業の割合は2.2% (62社)、「知っており該当する事例もあったが、情報提供を依頼しなかった」は0.8%、「知っていたが、該当する事例がないので依頼したことがない」は36.6%となっている。これらを合計すると、警察の暴力団情報の提供を知っていた割合は39.6%であった。



2.19 警察の暴力団情報提供の回数について

警察に暴力団情報の提供を依頼したことがある企業62社の依頼回数をみると、「1回」と「3～5回」がともに19.4%と多く、以下「2回」(9.7%)、「20～49回」(8.1%)と続く。



調査主体 全国暴力追放運動推進センター
 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会
 警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課
 調査機関 一般社団法人輿論科学協会
